

なごや 市民活動通信

2023
3・4月号
No.104
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編

センターニュース

「ぼらマッチ!なごや2022」開催されました!!

2022年12月3日に愛知学院大学名城公園キャンパスで“ボランティアを探している団体・施設”と“ボランティア活動をしたい人”のマッチングイベント「ぼらマッチ!なごや2022」が開催されました!

前半はボランティア経験者によるトークイベント「ぼらトーーーク!」。会場はあっという間に満席に…ボランティア愛を持った登壇者の熱いお話は、これからボランティアを始める方の後押しになったのではないのでしょうか。



後半は、ぼらトーーーク!の熱気が冷めることなく、団体・施設ブースでのマッチングやボランティア体験コーナー、ボランティア個別相談コーナーを実施。26の団体・施設が出展の各ブースではボランティア活動をしたい来場者の方が熱心に耳を傾けていました。また、ポッチャの体験や難聴者支援、点字などのボランティア体験コーナーもとても多くの方に興味を持っていただき、一時は順番待ちができるほどの人気でした。

大盛況のうちに「ぼらマッチ!なごや2022」は幕を閉じることとなり、ボランティアの輪がまた一つ広がりました。ご来場いただいたみなさま、ありがとうございました☆彡

こちらの皆さんと企画運営を行いました!

愛知大学 ボランティアセンター、愛知学院大学 社会連携センター、愛知淑徳大学 コミュニティ・コラボレーションセンター、学生実行委員会ISIKI、株式会社デンソー、株式会社musbun、特定非営利活動法人名古屋NGOセンター、名古屋学院大学 社会連携センター、名古屋市、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会、名古屋青少年交流プラザ ユースクエア、特定非営利活動法人ボラみみより情報局、名城大学 ボランティア協議会



特集

NPO法人の組織運営の手引 総会手続き編

事業年度が3月31日までのNPO法人は間もなく決算となります。そこで今回は、下記のモデルケースについて、総会運営の手順を時系列でまとめました。

はじめての総会を迎える団体や、事務局スタッフが交代した団体などは、ぜひ参考にしてみてください！

総会の運営にあたり、まずは自分たちの法人の定款を確認してね。確認のポイントは以下の3つだよ。

- ①役員（理事・監事）を選任するのは総会か理事会か
 - ②役員の任期と改選時期、任期の伸長規定の有無
 - ③理事会と総会で議決すべき事項の違い
- ①～③の違いによって、総会運営の手順は異なるよ！



★総会運営手順のモデルケース

[以下の要件を満たす法人の場合] ※法人によって異なりますのでご注意ください

- 事業年度が4月1日から3月31日まで
- 役員は総会で選任する
- 役員任期について、伸長規定がある
- 事業報告や決算などについては総会で議決する

3月	理事会	役員の就任・退任に関することや、事業のふりかえり、新年度の方針や事業計画について話し合います。定款変更の必要性を判断します。開催後は議事録を作成します。
	決算・監査	総会にはかる資料（前年度の事業報告書及び決算書類（財務諸表）など）を作成し、監事の監査を受けます。
4月 下旬	理事会	総会にはかる資料について議決します。そのほか、総会当日の運営に必要な事項について確認をします。開催後は議事録を作成します。
	総会資料発送	正会員に資料を発送するとともに、出欠の確認をとります。欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を求めます。
	委任状回収	総会の開催に必要な人数を確保するため、欠席の場合は委任状または書面表決書の提出を促します。
	社員総会 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う総会の開催方法については次ページの★マークを参照)	事業報告や役員変更など議決事項について議決をします。定款変更は必ず総会で議決すべき事項となっています。総会終了後は速やかに議事録を作成し、議事録署名人に署名を依頼します。役員変更があり、代表権のある理事を互選する必要がある場合は、別途、新任理事による理事会を開催します。
5月 下旬	貸借対照表の公告	定款で定めた方法（①官報 ②新聞等 ③電子公告等 ④主たる事務所の公衆の見やすい場所 のいずれか）に基づき、貸借対照表を公告します。 ※①以外の方法での公告を希望する場合、定款変更が必要です。定款変更がお済みでない法人は、上記社員総会の議決事項に定款変更（公告の方法）を追加しましょう。
6月	所轄庁/法務局へ各種届出	事業年度終了から3ヶ月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出します。ほかに、総会において変更のあった事項について、必要に応じて所轄庁へ届出あるいは申請すると共に、変更のあった登記事項については定められた期限内に法務局へ登記します。
	事業報告書の備え付け	主たる事務所および従たる事務所に事業報告書を備え付けます。事業報告書等は5年間備え置きます。

※この手引は、平成29年度名古屋NPOアドバイザーのみなさん、NPO法人ボラみみより情報局、NPO法人ボランタリーネイバーズに監修していただいたものを、名古屋市市民活動推進センターが改訂したものです。（初出：『なごや市民活動通信』2018年3月号）

★新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う総会の開催方法について

社員総会は、NPO法によって1年に1回、必ず開催することが定められています。社員全員が集まらなくても開催する方法はありますので、下記のように自分の法人に合った方法を検討してみてください。

開催の形態	表決の方法	注意事項
(1)会場に集合して行う総会	①出席して表決 ②代理人が表決(委任) ③書面又は電磁的方法による表決	総会運営に最低限必要な人だけが集まり表決(①)し、その他の正会員は集まらずに表決(②③)する。 ※議事録作成に必要な議長と議事録署名人数が委任状を確認。
(2)オンライン上での総会	IT・ネットワーク技術を活用して画面越し等で表決	情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が確保されれば、通常総会と同等条件を満たしていると解され、定款に特別の定めがなくても開催は可能。ただし、適切な法人運営の観点から速やかに定款変更を行い定款に明記する。
(3)みなし総会(総会の決議の省略)	会員全員の書面又は電磁的記録による表決	実際に総会を開催せずに議決を行う。正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、議決できる。ただし、1人でも反対があった場合は、議決することができないので注意。定款に、みなし総会開催の記載が必要。

NPO法人向け 伝言板

◇ 市税の減免に関する申請をお忘れなく ◇

地方税法においては、収益事業を営まないNPO法人であっても、法人市民税の均等割が課税されます。名古屋市では、市税減免条例の規定により、収益事業を営まないNPO法人については、均等割申告書の申告納付期限までに均等割申告書と減免申請書を提出していただいた場合に限り、均等割額の全額を減免します。2023年の提出期限は、【5月1日】です。書類の提出は毎年必要です。

期限までに提出されない場合には、減免が適用されず、均等割が課税されますのでご注意ください。

●提出先及びお問い合わせ先：栄市税事務所 法人課税課法人市民税係 TEL：(052)959-3305

◇ 登記事項に変更があった場合は、変更の登記をお忘れなく ◇

NPO法人は、登記事項に変更があった場合、組合等登記令に基づき変更の登記を行う必要があります。登記を怠ると、理事、清算人は20万円以下の過料に処される場合があります。

登記事項	期限
法人の名称・事務所所在地・目的・事業内容等 代表権のある役員の氏名・住所等	・主たる事務所の所在地は2週間以内 ※その他の項目については、内容により期限が異なるため、法務局へ確認してください。

●登記に関する問い合わせ及び書類の提出先(※名古屋市内のNPO法人の場合)
名古屋法務局(本局)

住所：名古屋市中区三の丸2-2-1(名古屋合同庁舎第1号館) TEL：052-952-8111 (音声ガイダンスにつながります)

11・12月の設立認証NPO法人



名称	所在区	主な活動分野
育Qひろば	熱田区	男女共同参画社会の形成

12月末現在の所管法人数

★ 認証法人数：871法人 認定法人数：29法人 特例認定法人数：1法人

センター主催「NPOへのSDGsの普及促進事業」セミナー & 交流会の実施報告

2030年までの世界の目標、SDGs。誰一人取り残さない社会を目指し、NPOと企業等との協働での社会課題解決が求められています。「NPOと企業の協働・タッチポイントとは？」をテーマに、NPOと企業等がともに考えるセミナー&交流会を実施しました。

●セミナー(12月8日開催)

有限会社山本屋の青木裕典さんにSDGs達成に向けた「味噌煮込みうどん」の取組、NPOとの協働についてお話いただきました。また、NPO・企業等の異なる主体がいかにタッチポイント(接点)を持てるのか、協働の可能性について考えました。

●交流会(1月19日開催)

NPOや企業等の参加者全員が活動を紹介し、対話を通して、新たな気づきや社会課題、接点を見出しました。「こんなことができそう」とキャリア教育・支援をするNPOと企業の協働による子どもたちの社会見学や、貧困地域の方の就業・自立支援をするNPOと印刷会社の持つ環境に配慮した商品パッケージの技術に関する具体的な話も出たようです。

NPOの取り組む社会課題や蓄積されたノウハウと企業の持つノウハウや技術がつながり、社会課題解決に向けた協働のきっかけが生まれそうな場となりました。



センター主催講座・イベントのご案内

3/10[金] NPO講座「NPOをつくろう」 ゲストトーク編&法人設立編 ☆同日開催

→ 13:30～16:30 *ゲストトーク編又は設立編のみの参加も可能です。

◆ゲストトーク編 <13:30～14:50>

「そもそもNPOとはなに?」「非営利とはどういうこと?」など、基礎的な講義とNPOの運営や活動への思いなどを学べる講座です。NPOに興味・関心のある方、実際の活動の話を知りたいという方はぜひ!

◆法人設立編 <15:00～16:30>

「NPO法人ってなに?」「どうやってNPO法人を設立するの?」など、NPO法人の設立前に準備するものや書類作成のポイントを学べる講座です。自分たちでNPO法人を設立しようと考えている方はぜひ!

■定員: 30名 ■参加費: 各500円(*それぞれに申込と参加費が必要です)

■ゲスト: 渡邊 紘史氏(NPO法人TTCあいち) ■講師: 市民活動推進センター職員

■NPOアドバイザーによるNPOのための専門講座のご案内 [参加費: 1,000円、要申込]

内容	日程	担当アドバイザー
NPOの会計・税務	3/16[木] 10:00~12:00	黒田 朱里(公認会計士・税理士)

■NPOアドバイザーによるNPOのための個別相談のご案内 [参加費: 無料、要申込]

内容	日程	担当アドバイザー
会計・税務	3/2[木] 10:00~, 11:30~, 14:00~, 15:30~	鳥居 翼(税理士)
会計・税務	3/16[木] 12:30~	黒田 朱里(公認会計士、税理士)
設立・運営	3/17[金] 16:00~	織田 元樹(NPO法人ボラみみより情報局)
会計・税務	3/23[木] 10:00~, 11:30~, 14:00~, 15:30~	足立 勝彦(税理士)
設立・運営	3/24[金] 16:00~	織田 元樹(NPO法人ボラみみより情報局)

講座受講のお申込みは、窓口・電話・FAX・電子メールにて受付けます。電子メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・所属団体・参加動機をご記入ください。名古屋市内で活動しているまたは活動する意思のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

【問合せ・申込先】

名古屋市市民活動推進センター

電話: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073

電子メール: npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

URL: <https://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>



スタッフのつづやき

スタッフ: 齋藤

マルシェに遊びに行き、いろんな作品や商品を見て回るのが大好きな私にとって、最近になりやっとマルシェが再開されるようになり、秋は毎週末ダブルブッキングやトリプルブッキングする日もあったので、マルシェのはしごを楽しみました。その場のにぎやかな雰囲気や出展者の熱意を感じながら一番のお気に入りを探している時間が一番癒されます。

イラスト協力: 加藤舞美

